

平成 2 9 年度東京都税制調査会 第 1 回 小委員会

[個人所得課税に関する資料]

1 社会保障制度を安定的に持続させるための 国民負担のあり方

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

「１ 社会保障制度を安定的に持続させるための国民負担のあり方」 目次

資 料 名	頁
日本の人口の推移	1
社会保障給付費の推移	2
社会保障給付費と社会保障財源の推移	3
東京都の人口の推移	4
東京都の社会保障に係る費用の将来推計について	5
社会保障の給付と負担の現状（２０１６年度予算ベース）	6
社会保障財源の全体像（イメージ）	7
社会保険料の負担構造と社会保険料控除の効果（イメージ）	8
収入階層別に見た税・社会保険料の負担割合の変化（20～59歳）	9
年齢階層別にみた受益・負担構造	10
平成28年度東京都税制調査会答申（社会保障制度に関する部分抜粋）	11
税と社会保険料の役割分担 ～社会保障制度改革国民会議報告書（平成25年8月6日）抜粋～	12
国民負担率の国際比較	13
OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係	14
税制抜本改革における社会保障制度の安定財源確保	15
社会保険料額（自営業者等負担分）の推移	16

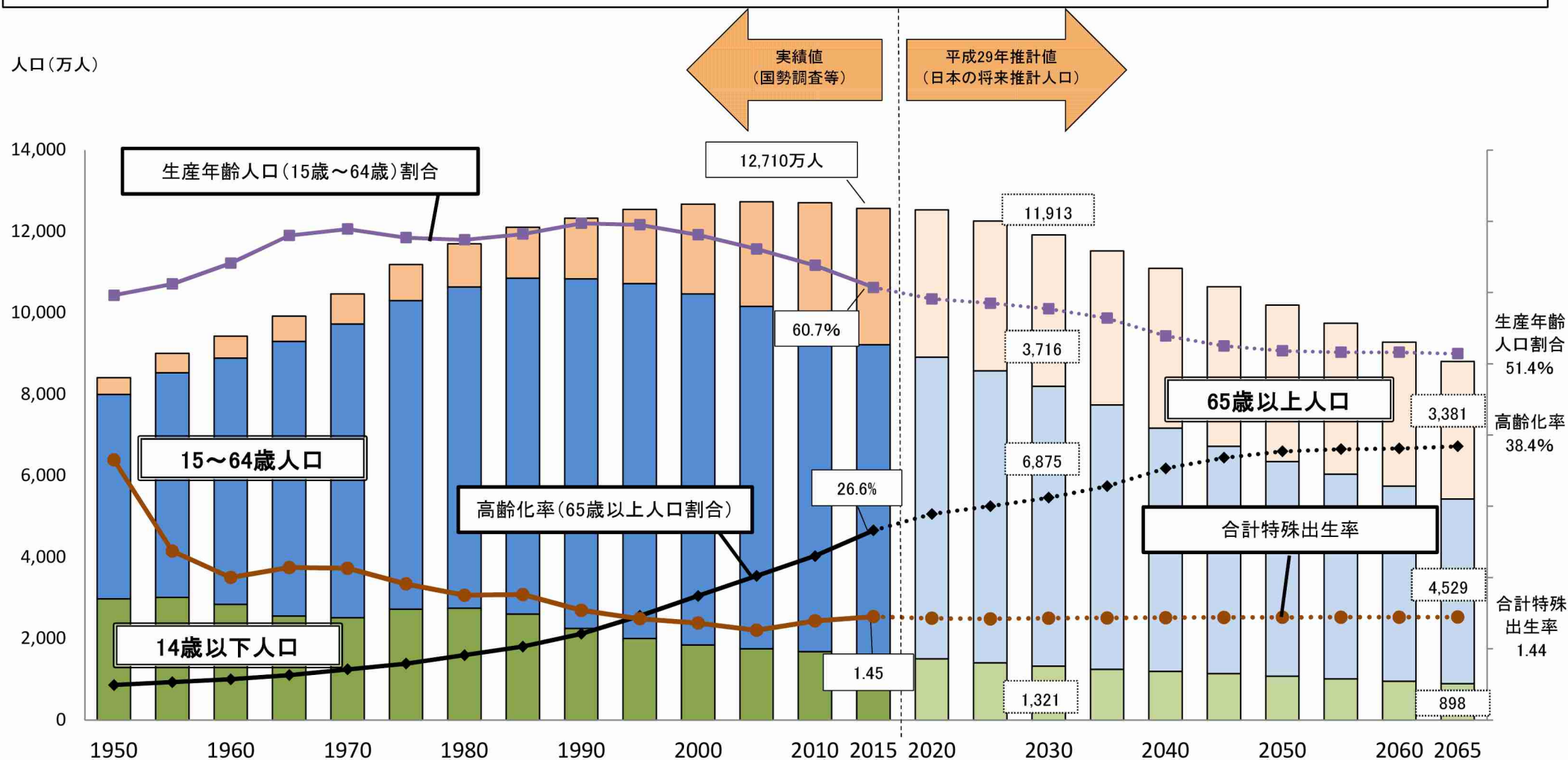
「1 社会保障制度を安定的に持続させるための国民負担のあり方」 目次

資 料 名	頁
社会保険料率（従業員負担分）の推移	17
参考資料	
社会保障制度の制度累計の国際比較	19
年金制度の仕組み	20
年金制度の概要	21
国民年金保険料の納付率等の推移	22
医療保険制度の仕組み	23
医療保険制度の概要	24
国民健康保険料（税）の収納率の推移	25

日本の人口の推移

○日本の人口は近年横ばいであり、人口減少局面を迎えている。2065年には総人口が9000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計されている。

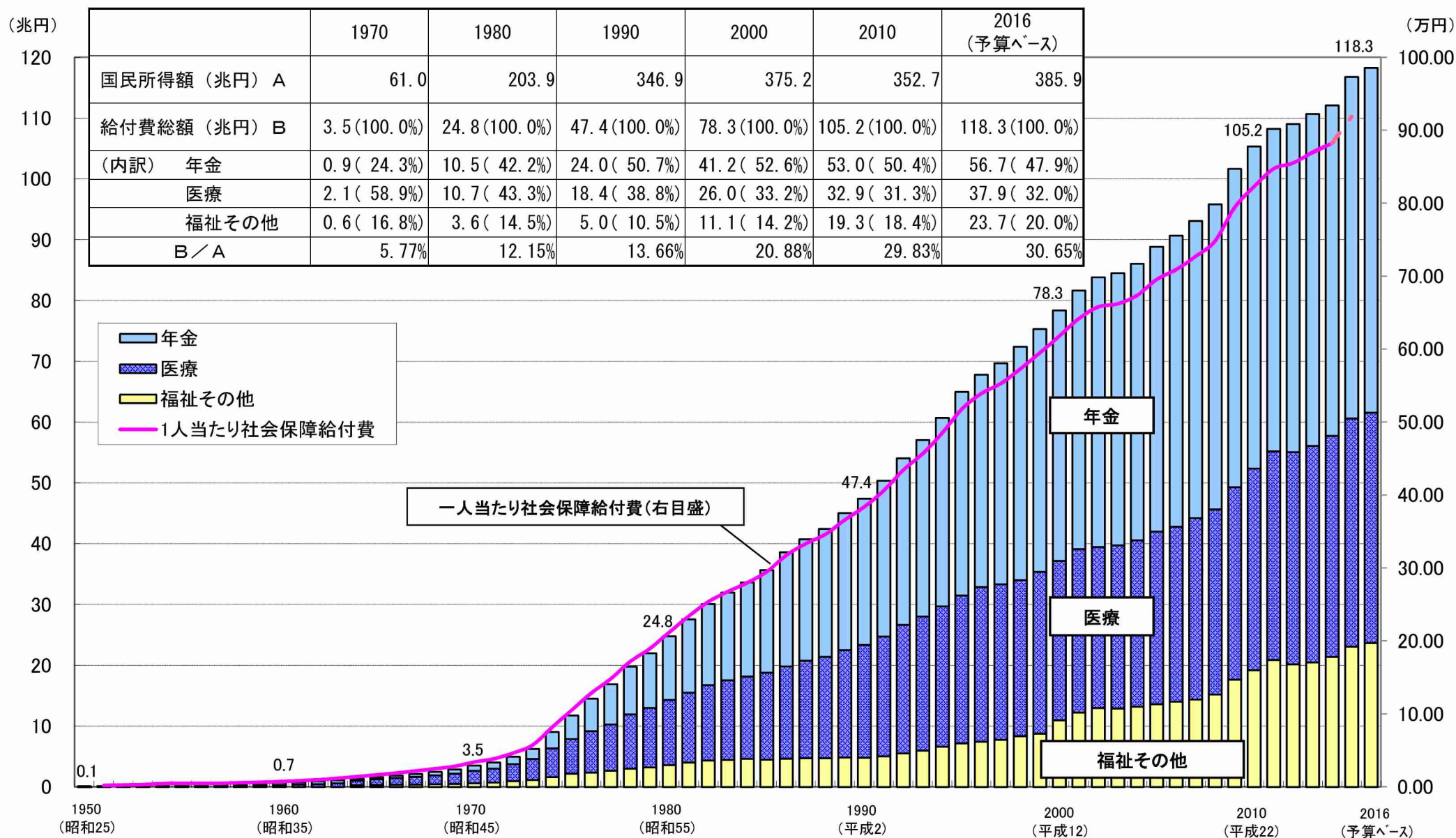
○65歳以上の高齢者を支える15歳から64歳までの働き手は、2065年には、高齢者1人あたり1.3人まで減少することが見込まれる。



注1 総務省統計局「日本の統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計):出生中位・死亡中位推計(各年10月1日現在人口)」、厚生労働省「人口動態統計」及び内閣府「平成27年版 少子化社会対策白書」より作成。

2 2015年までは国勢調査等をもとにした実績値、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。

社会保障給付費の推移



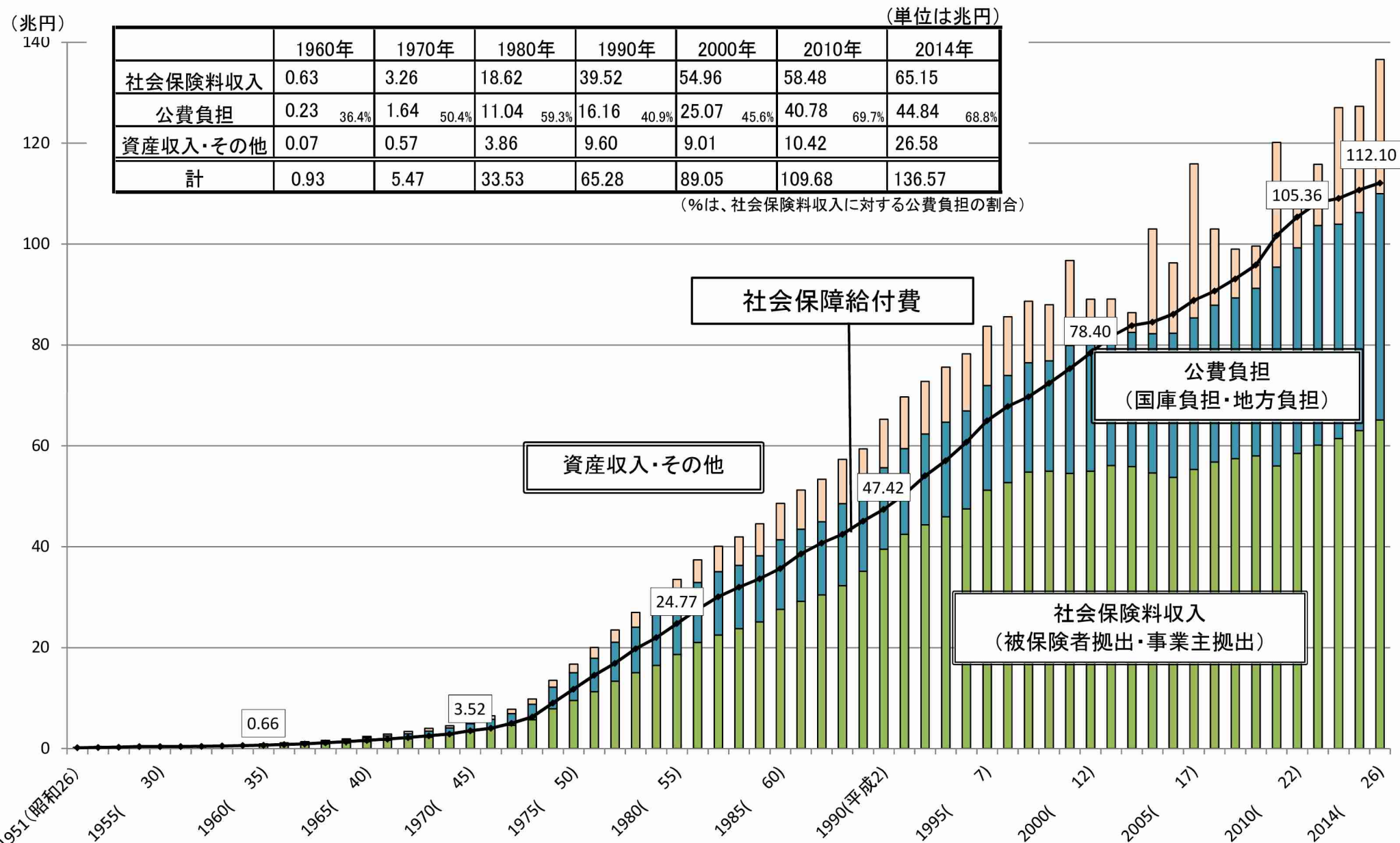
資料: 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度社会保障費用統計」、2015年度、2016年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

2016年度の国民所得額は「平成28年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(平成28年1月22日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000及び2010並びに2016年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

注 厚生労働省ホームページ資料より抜粋。

社会保障給付費と社会保障財源の推移



注1 国立社会保障・人口問題研究所「平成26年度社会保障費用統計」(平成28年8月)より作成。

2 1952年、1953年、1955年、1956年、1958年、1959年については、社会保障財源推移のデータがないため、グラフ上に表示されていない。

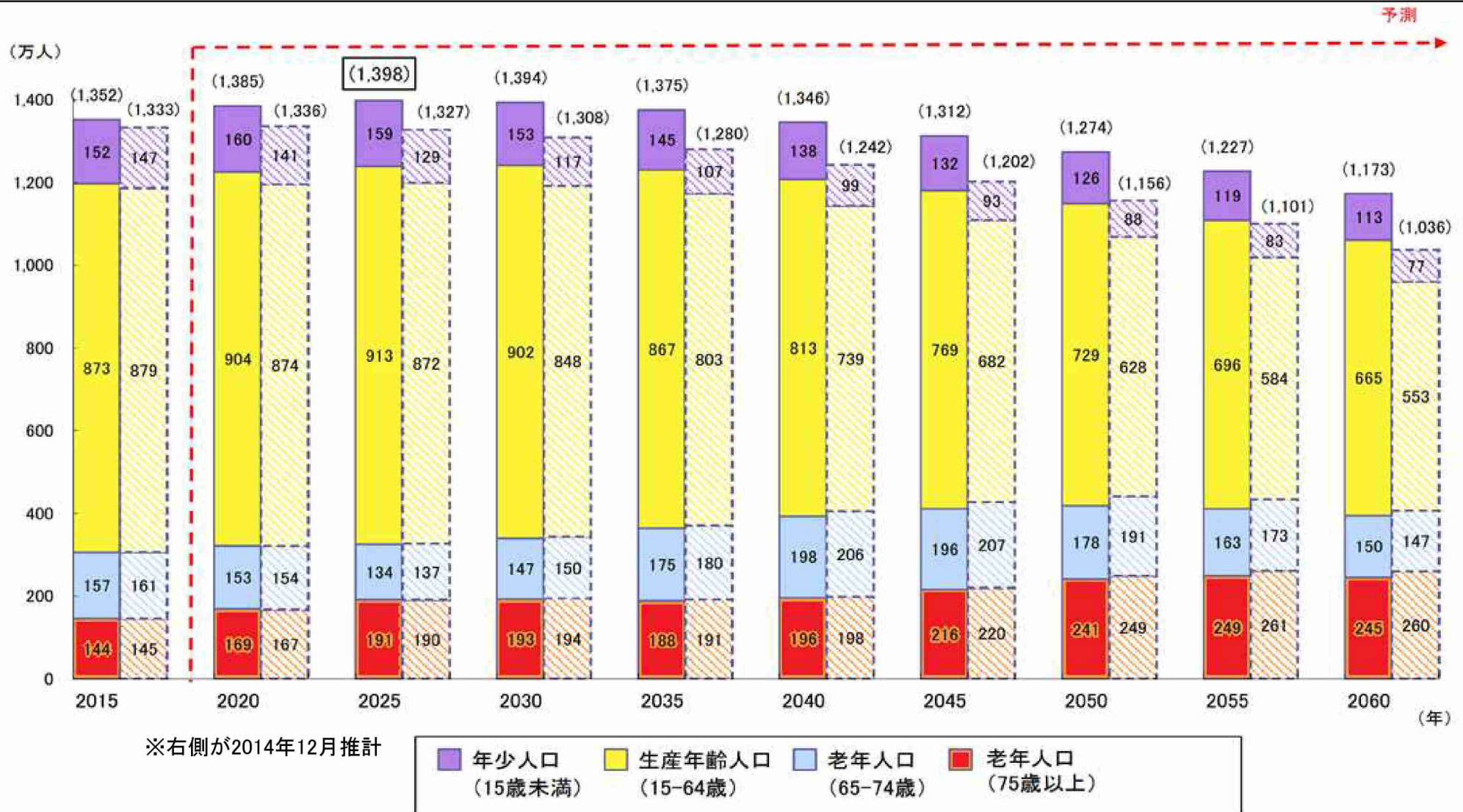
3 地方負担とは国の制度に基づいて地方自治体が負担しているものであり、地方自治体が独自に行っている事業に対する負担は、公費負担医療費給付分及び公立保育所運営費のみを含み、それ以外は含まない。

4 「資産収入」については、公的年金制度等における運用実績により変動することに留意する必要がある。また、「その他」は積立金からの受入を含む。

東京都の人口の推移

○東京の人口は、2025年の1398万人をピークに減少に転じるものと見込まれる。

○65歳以上の高齢者人口は2050年にピークを迎え、2015年から35年間で約118万人の増加が予想される。



注1 「国勢調査」(総務省)等により作成。

2 2020年以降は東京都政策企画局による推計。

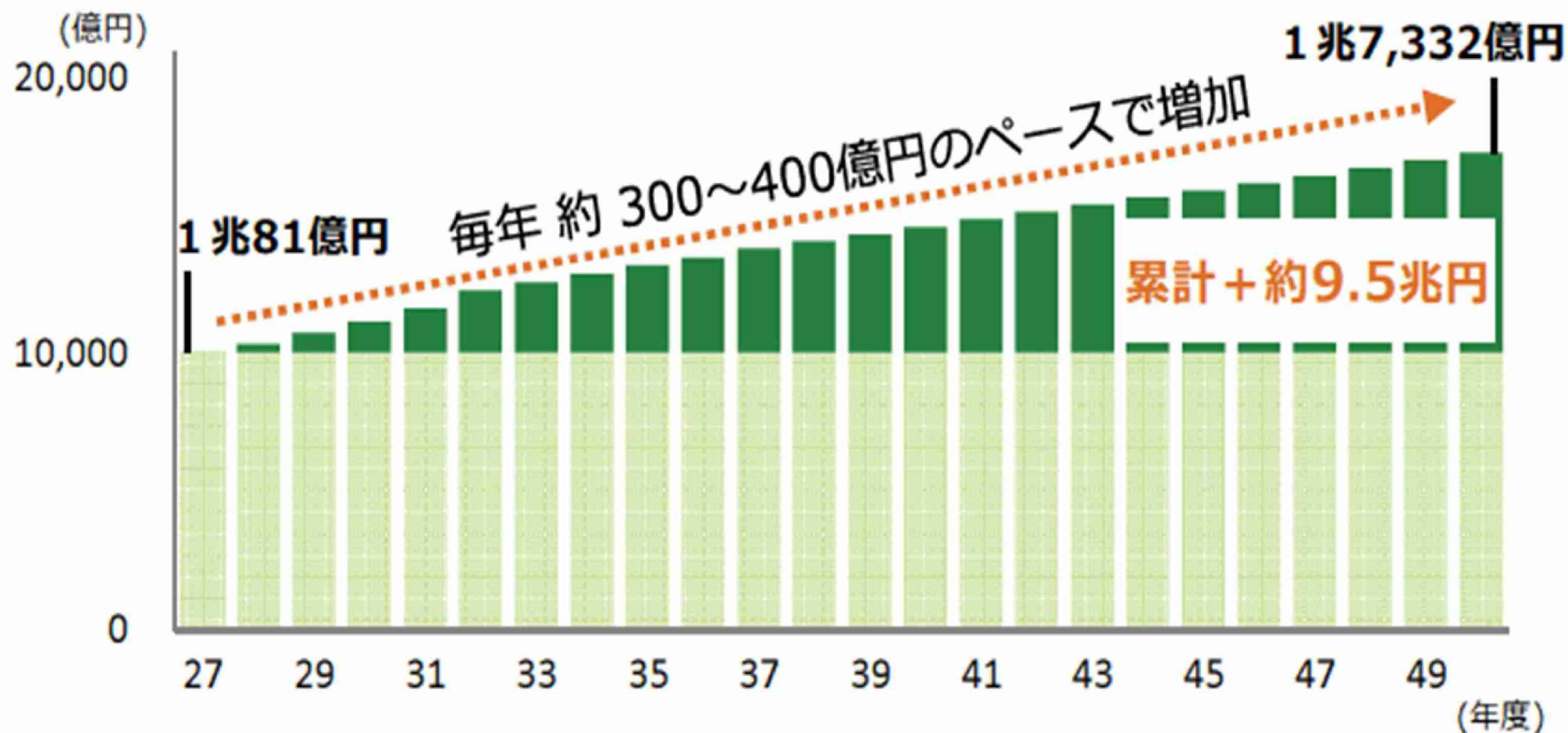
3 四捨五入や、実績値の総数には年齢不詳を含むことにより、内訳の合計が総数と一致しない場合がある。

4 「都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020年に向けた実行プラン～」(東京都政策企画局)より抜粋。

東京都の社会保障に係る費用の将来推計について

○東京都の社会保障関係経費は平成27年度以降毎年約300億円から400億円のペースで増加。

○平成50年度までの23年間で、増加額の累計は、約9.5兆円に上る。



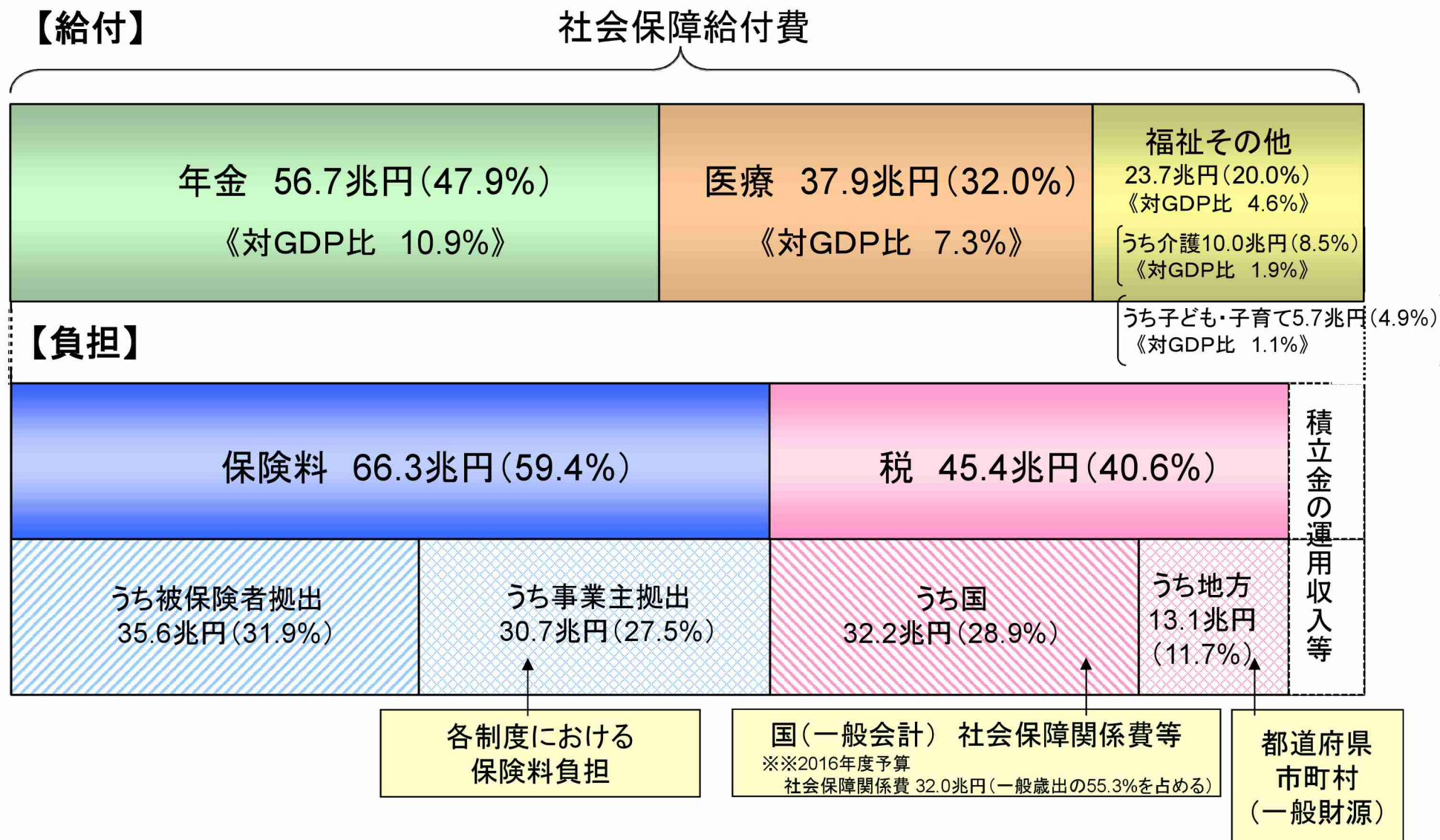
注1 「平成29年度東京都予算案の概要」(東京都財務局)より抜粋。

2 将来推計の試算は、新日本有限責任監査法人によるもの。

3 平成27年度の社会保障に関する決算額を基準として、現状と同様の事業を継続する前提で、物価上昇率を乗じるなどして都全体の社会保障に係る費用を推計している。

社会保障の給付と負担の現状（2016年度予算ベース）

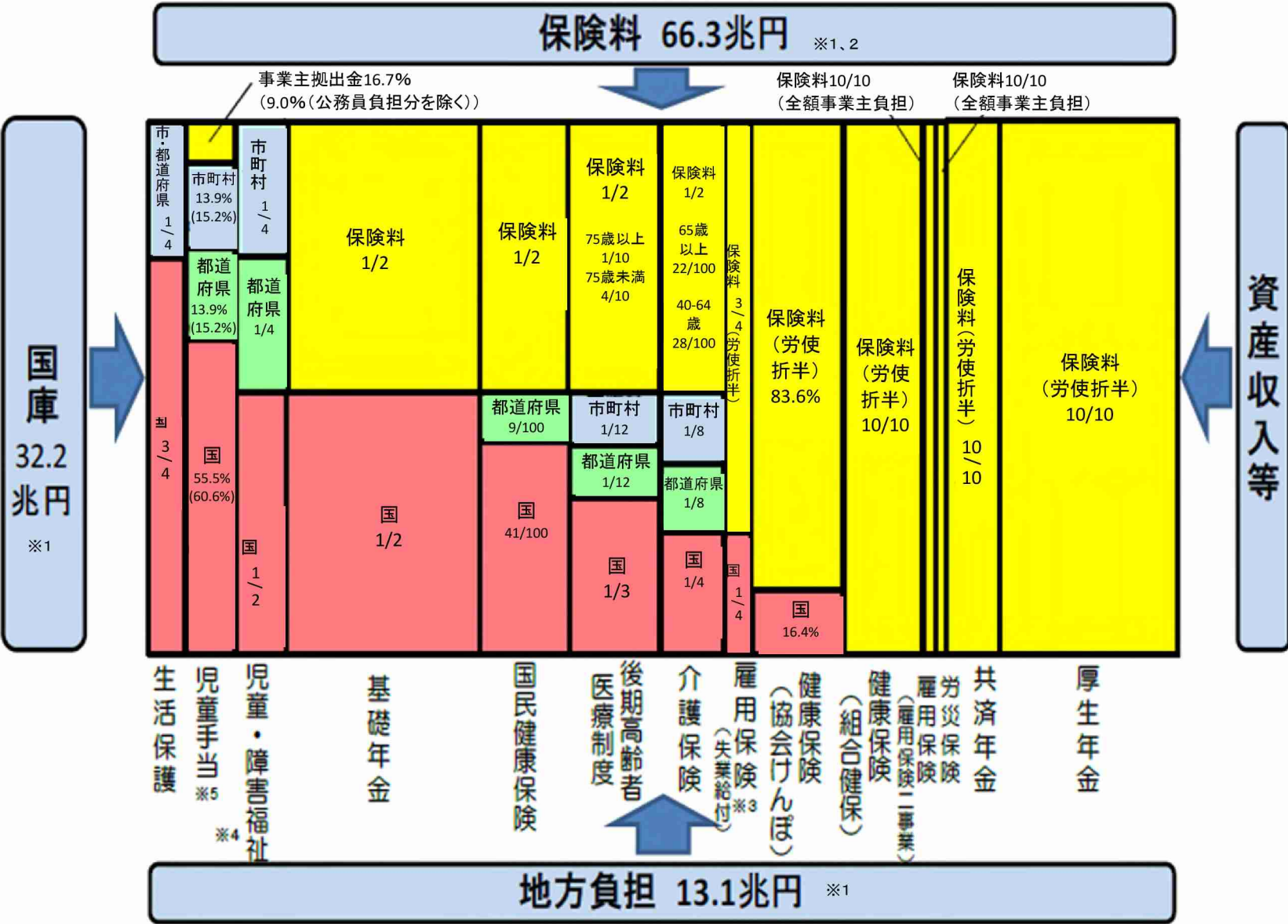
社会保障給付費（※） 2016年度（予算ベース） 118.3兆円（対GDP比 22.8%）



※ 社会保障給付の財源としてはこの他に資産収入などがある。

注 厚生労働省ホームページ「社会保障・税一体改革」より抜粋。

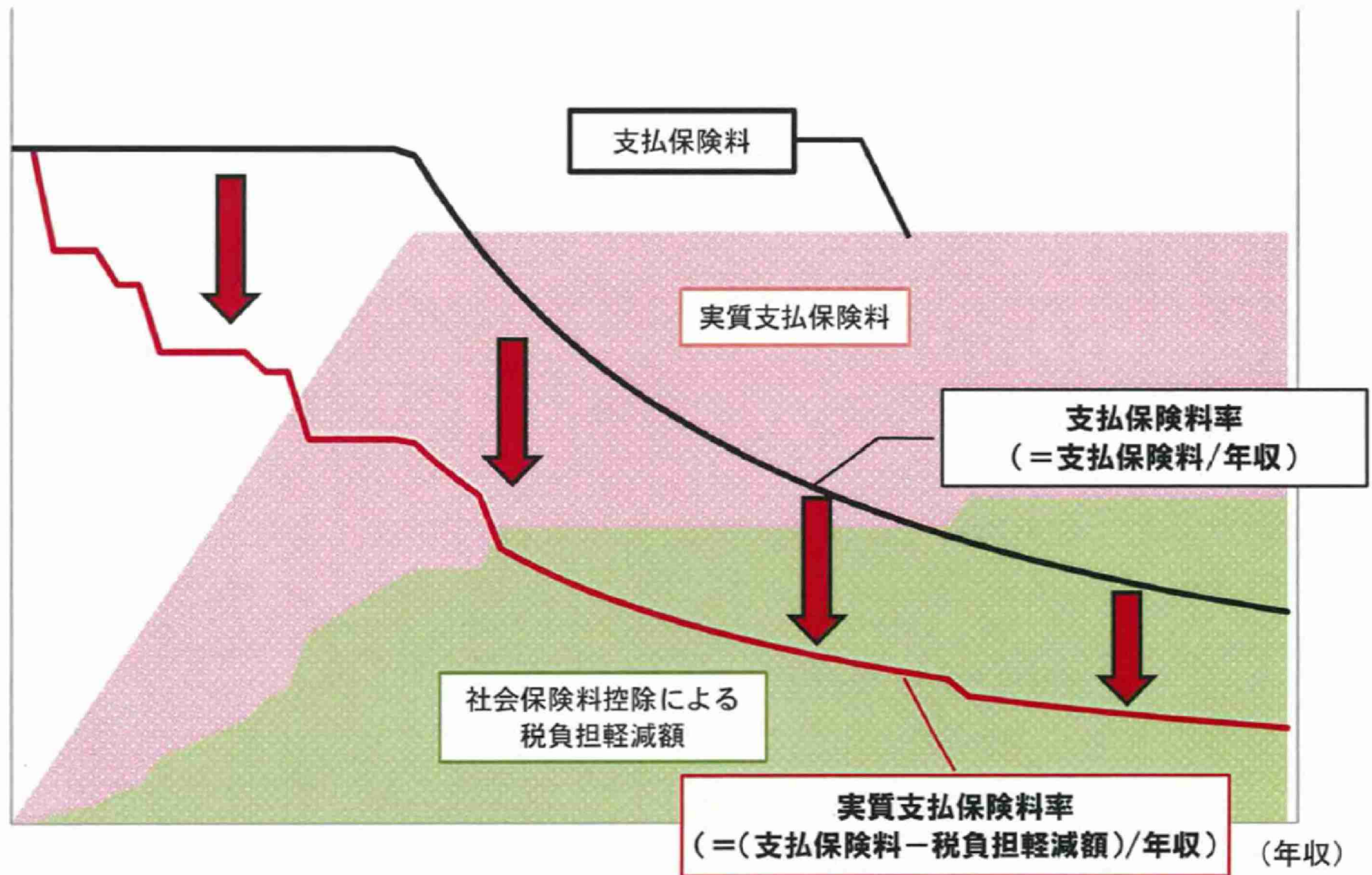
社会保障財源の全体像(イメージ)



※1 保険料、国庫、地方負担の額は平成28年度当初予算ベース。※2 保険料は事業主拠出金を含む。※3 雇用保険(失業給付)については、当分の間、国庫負担額(1/4)の55%に相当する額を負担。※4 児童・障害福祉のうち、児童入所施設等の措置費の負担割合は、原則として、国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2等となっている。※5 児童手当については、平成28年度当初予算ベースの割合を示したものであり、括弧書きは公務員負担分を除いた割合である。

注 内閣府「2030年展望と改革タスクフォース」第2回資料(平成28年10月20日)より作成。

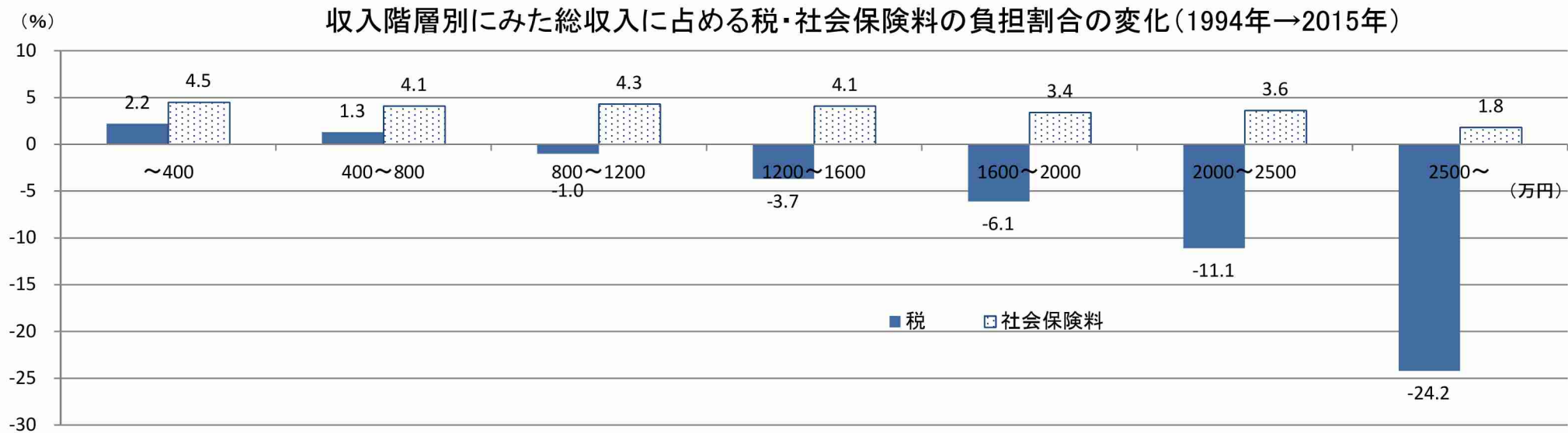
社会保険料の負担構造と社会保険料控除の効果(イメージ)



注 第23回政府税制調査会(平成27年10月14日)資料より抜粋。

収入階層別に見た税・社会保険料の負担割合の変化(20～59歳)

○過去20年間の変化をみると、中・低所得者では税や社会保険料を合わせた負担率の上昇幅が大きい。
○総収入に占める社会保険料は、全区分において負担率が上昇しているが、所得が低いほど負担率の上昇幅が大きくなる傾向にある。



[1994年と2015年の総収入比(%)のポイント差]

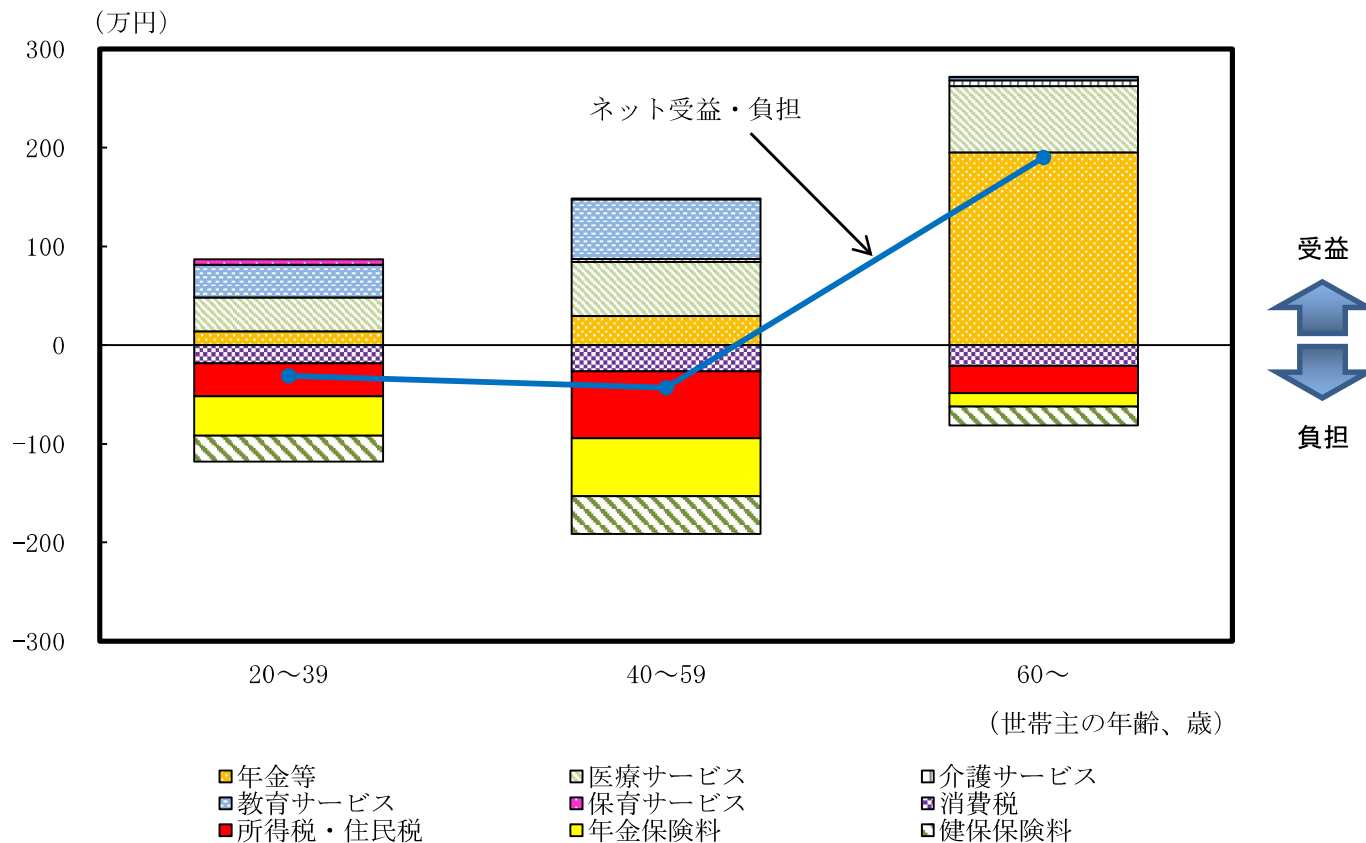
世帯の総収入(万円)	～400	400～800	800～1200	1200～1600	1600～2000	2000～2500	2500～
税	2.2	1.3	-1.0	-3.7	-6.1	-11.1	-24.2
住民税	0.3	0.6	-1.1	-3.0	-5.1	-8.7	-20.2
所得税	-1.5	-1.6	-1.8	-2.4	-2.4	-3.7	-5.0
消費税	3.4	2.3	1.9	1.7	1.4	1.3	1.0
社会保険料	4.5	4.1	4.3	4.1	3.4	3.6	1.8
年金保険料	3.1	2.6	2.7	2.5	2.0	2.0	1.0
健保保険料	1.4	1.5	1.6	1.6	1.4	1.6	0.8
合計	6.7	5.4	3.3	0.4	-2.7	-7.5	-22.4

注1 内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日第8回経済財政諮問会議会議資料)より作成。
2 調査対象は20歳～59歳。
3 2015年における税・社会保険料負担の総収入比(%)について、1994年における税・社会保険料負担の総収入比(%)とのポイント差をグラフ・表にしたもの。
4 2015年のデータは、2009年調査の個票データを使用し、2015年1月時点の税・社会保障制度等を簡易的に反映させて計算している。このため、試算結果はリーマンショック直後の2009年時点の世帯構成や収入・支出構造に基づいた仮定計算であることに留意する必要がある。

年齢階層別にみた受益・負担構造

- 現役世代は税・社会保険料負担によりネット負担超となる一方、高齢者は年金給付を中心としてネット受益超。
- 消費税は高齢者を含めて幅広く負担されているのに対し、所得税・住民税、社会保険料は現役世代の負担が重い。

年齢階層別の受益と負担（2015年）



注1 内閣府「税・社会保障等を通じた受益と負担について(配布資料)」(平成27年6月1日第8回経済財政諮問会議資料)より抜粋。

2 ネット受益・負担とは、世帯毎の公的な受益(年金等、医療・介護・教育・保育サービス)から負担(直接税・間接税・社会保険料)を引いた受益(負担)超過幅。

3 年金等は、公的年金のほか、児童手当や生活保護を含む。

4 上記データは、2009年調査の個票データを使用し、2015年1月時点の税・社会保障制度等を簡易的に反映させて計算している。このため、試算結果はリーマンショック直後の2009年時点の世帯構成や収入・支出構造に基づいた仮定計算であることに留意する必要がある。

平成28年度東京都税制調査会答申(社会保障制度に関する部分抜粋)

I 税制改革の視点

3 時代の変化に対応した税制の実現

(1) 少子・高齢化、人口減少社会に対応した税制

- ・ 我が国の人口は2010年に1億2,806万人となり、この後人口減少局面を迎えた。2060年には人口が9,000万人を割り込むと推計されており、2010年からの50年間で約32.3%の減少が見込まれている。また、同推計期間内における生産年齢人口は8,173万人から4,418万人へと約45.9%減少することが見込まれている。高齢者人口(65歳以上)は2010年の2,948万人から2060年には3,464万人へと増加が見込まれており、高齢化率も同期間で約23.0%から約39.9%に上昇するとされている。
- ・ 東京都の人口は、1996年以降一貫して増加しているが、今後は、2020年の1,336万人をピークに減少し、2060年には1,036万人となると見込まれている。この40年間で300万人の減少となるが、これは、大阪市の人口を上回る規模である。高齢者人口については、2010年の265万人から2060年には407万人となり、この50年間で5割以上増加すると推計されている。
- ・ 東京都の人口構造の変化は、全国と比べ比較的緩やかであると推計されているものの、膨大な人口を抱える大都市におけるこのような変化は、世界の諸都市にも例がないとされており、また、変化が緩やかであるがゆえに迫りくる危機的な状況に対する認識の遅れも懸念される。
- ・ こうした人口構造の変化から、我が国では65歳以上の高齢者1人を支える15歳から64歳までの働き手は2010年では2.8人であったものが、2060年には1.3人にまで減少し、およそ4人で3人を支えることになる。
- ・ 現行の社会保障制度を維持する財源の多くは公債依存を通して将来世代に負担を先送りしており、その額は今後さらに増大することが見込まれる。このような状況は、国・地方の財政状況にとっても、社会保障制度の持続可能性からみても問題である。
- ・ 人口構造の大きな変化に対応し、社会保障制度を安定的に持続させるためには、税と社会保険料それぞれの負担構造を検討し、それらを合わせた負担のあり方や世代間における負担の公平性について総合的に検討するべきである。

税と社会保険料の役割分担～社会保障制度改革国民会議報告書(平成25年8月6日)抜粋～

「社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)」に基づき、社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に社会保障制度改革国民会議を設置。

本報告書を基に、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号)」が平成25年12月5日に成立。

第1部 社会保障制度改革の全体像

2 社会保障制度改革推進法の基本的な考え方

(3)社会保険方式の意義、税と社会保険料の役割分担

③税と社会保険料の役割分担

○社会保険制度の財源は、原則、保険料であるが、日本の社会保険制度には、多くの公費(税財源)が投入されている。

○社会保険制度への公費投入の理由

①無職者や低所得者も保険に加入できるよう、保険料の負担水準を引き下げること

現行制度の下では所得格差が増大する中で、保険料負担の逆進性を強めることとなる。したがって、逆進性緩和の視点から低所得者の保険料軽減や標準報酬月額の高限度額の引上げを行うなど、社会保険料の在り方を再点検した上で、社会保障の維持と機能強化のために公費を投入することが必要となる場合がある。

②保険制度が分立していることによる給付と負担の不均衡を是正すること

制度分立は保険者の仕組み方の問題であり、基本的には保険制度の中での調整が求められ、原則としては公費投入に頼るべきでなく、公費投入は保険者間で調整できないやむを得ない事情のある場合とすべきである。

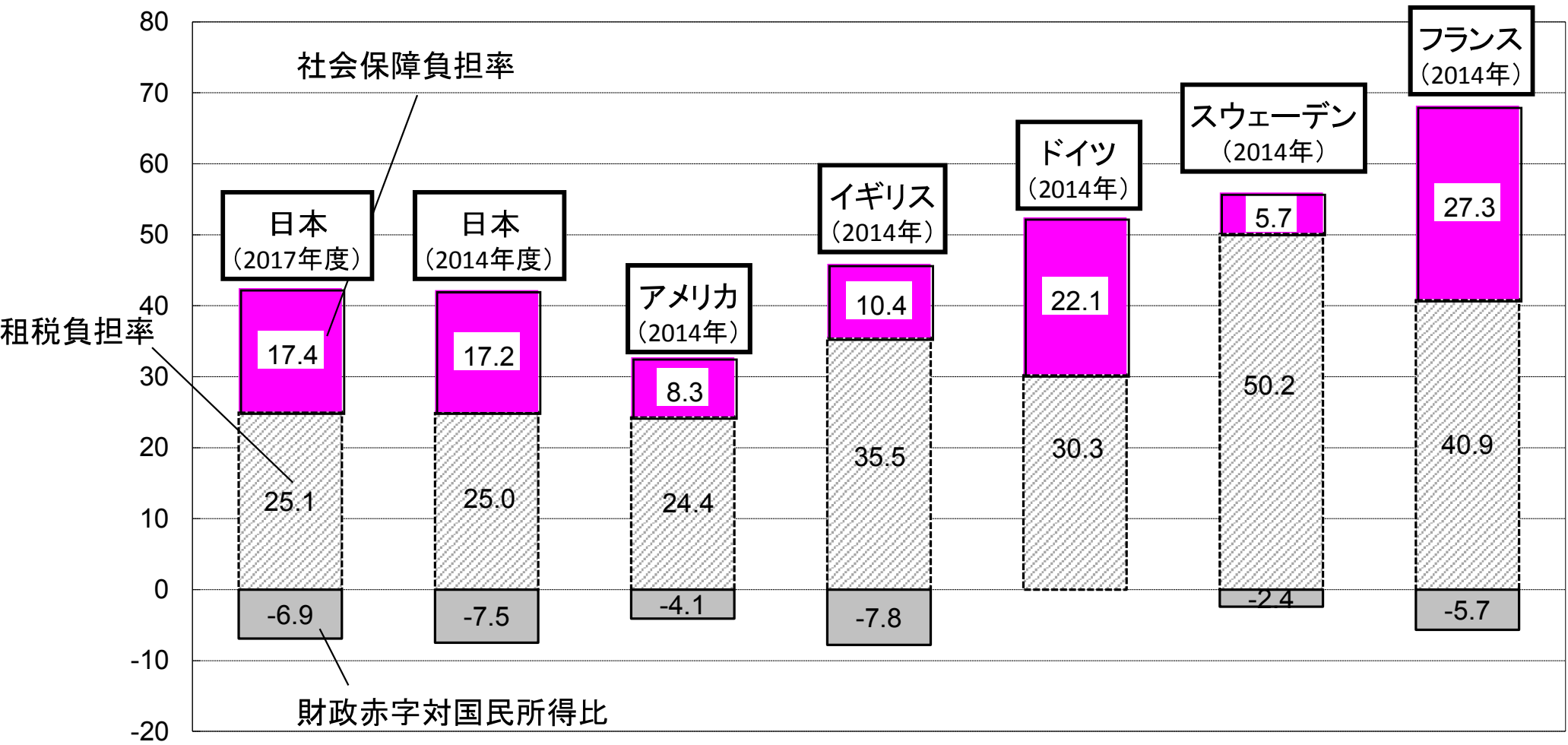
○年金・医療・介護については、既に財源の4割弱が公費(税財源)で占められており、これらの給付が増えれば、必要となる税財源が増えていくこととなるが、社会保障をめぐる財政は、社会保障関係費が増大する中で、それに見合った税負担がなされておらず、その不足分をいわゆる赤字公債で補っている状況であり、消費税が増税された後でもこの構造が解消されるわけではない。こうした状況は、国・地方を通じた財政の健全化、社会保障の持続可能性、世代間の公平という観点から極めて問題である。

○こうした日本の財政状況も踏まえれば、社会保険への税の投入については、上記の所得格差の調整を含め、社会保険料に係る国民の負担の適正化に充てることを基本とすべきである。

国民負担率の国際比較

【国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率】
（国民所得比：％）

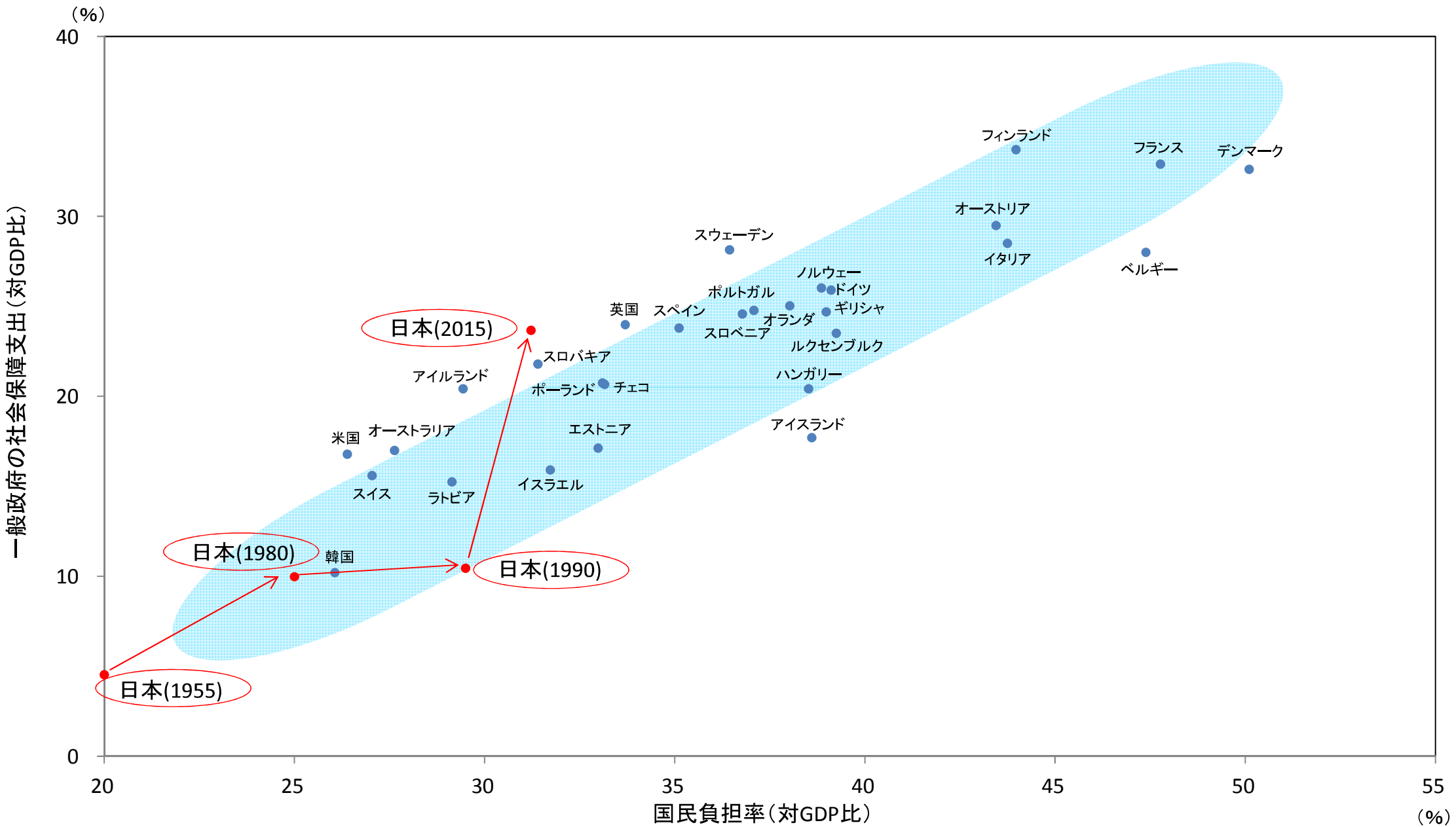
【潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比】



国民負担率	42.5(31.0)	42.2(30.8)	32.7(26.4)	45.9(33.7)	52.5(39.1)	56.0(36.4)	68.2(47.8)
潜在的な国民負担率	49.4(36.1)	49.7(36.3)	36.8(29.7)	53.7(39.4)	52.5(39.1)	58.4(38.0)	73.9(51.7)

(注1) 日本は2017年度(平成29年度)見通し及び2014年度(平成26年度)実績。諸外国は2014年実績。
(注2) 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベース。
(出典) 日本: 内閣府「国民経済計算」等 諸外国: National Accounts (OECD) Revenue Statistics(OECD)
注 財務省ホームページより抜粋。

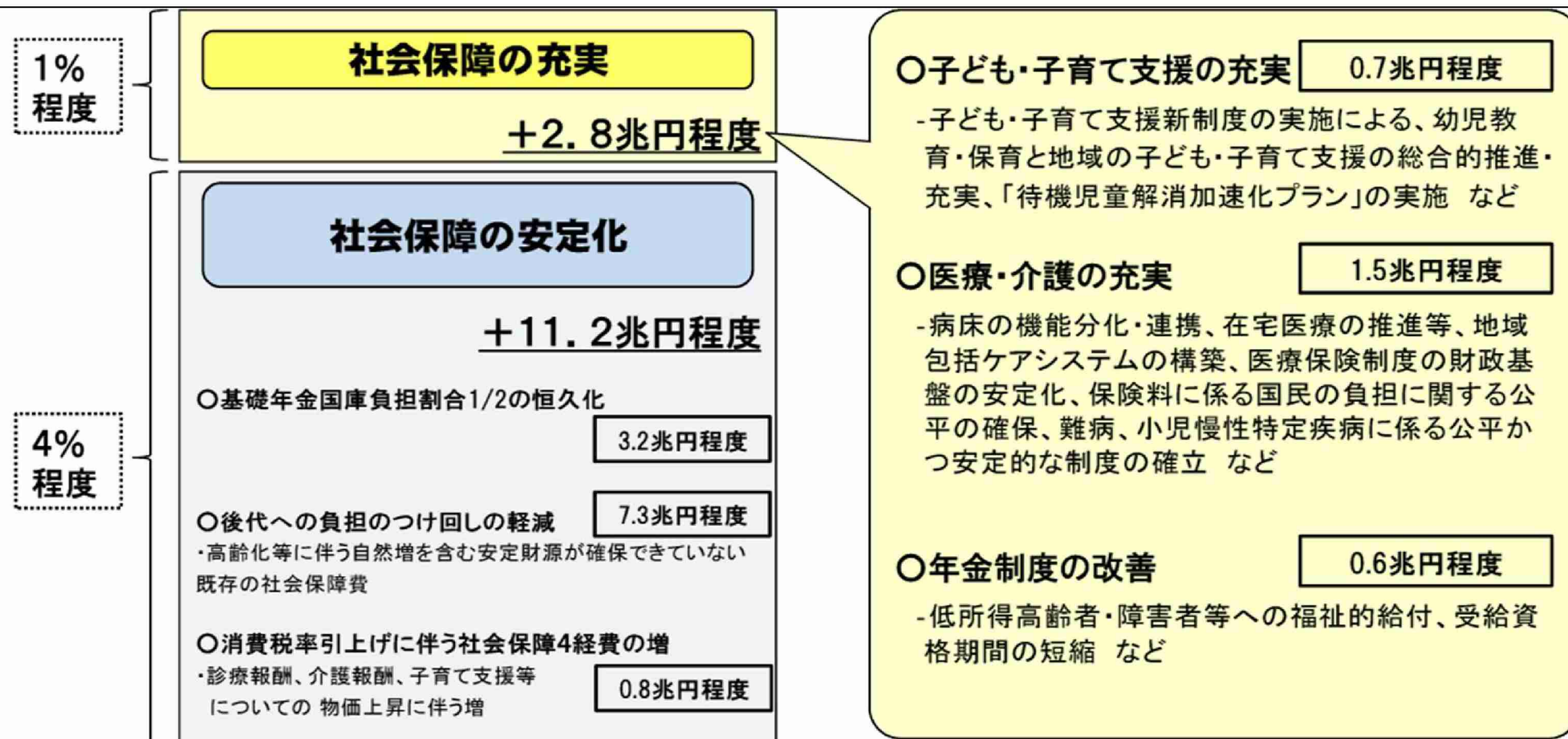
OECD諸国における社会保障支出と国民負担率の関係



(出典) 国民負担率: OECD “National Accounts”、“Revenue Statistics”、内閣府「国民経済計算」等。
社会保障支出: OECD “National Accounts”、内閣府「国民経済計算」、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障統計」。
(注1) 数値は、一般政府(中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの)ベース。
(注2) 日本を除く各国は2014年実績。
(注3) 日本の2060年度は、財政制度等審議会「我が国の財政に関する長期推計(改訂版)」(平成27年10月9日 起草検討委員提出資料)より作成。
注 財務省財政制度等審議会財政制度分科会(平成29年4月20日)資料より抜粋して作成。

税制抜本改革における社会保障制度の安定財源確保

- 消費税率(国・地方)を、2014年4月より8%へ、2019年10月より10%へ段階的に引き上げ。
- 消費税収の使い途は、国分については、これまで高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)となっていたが、今回、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。
- 消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

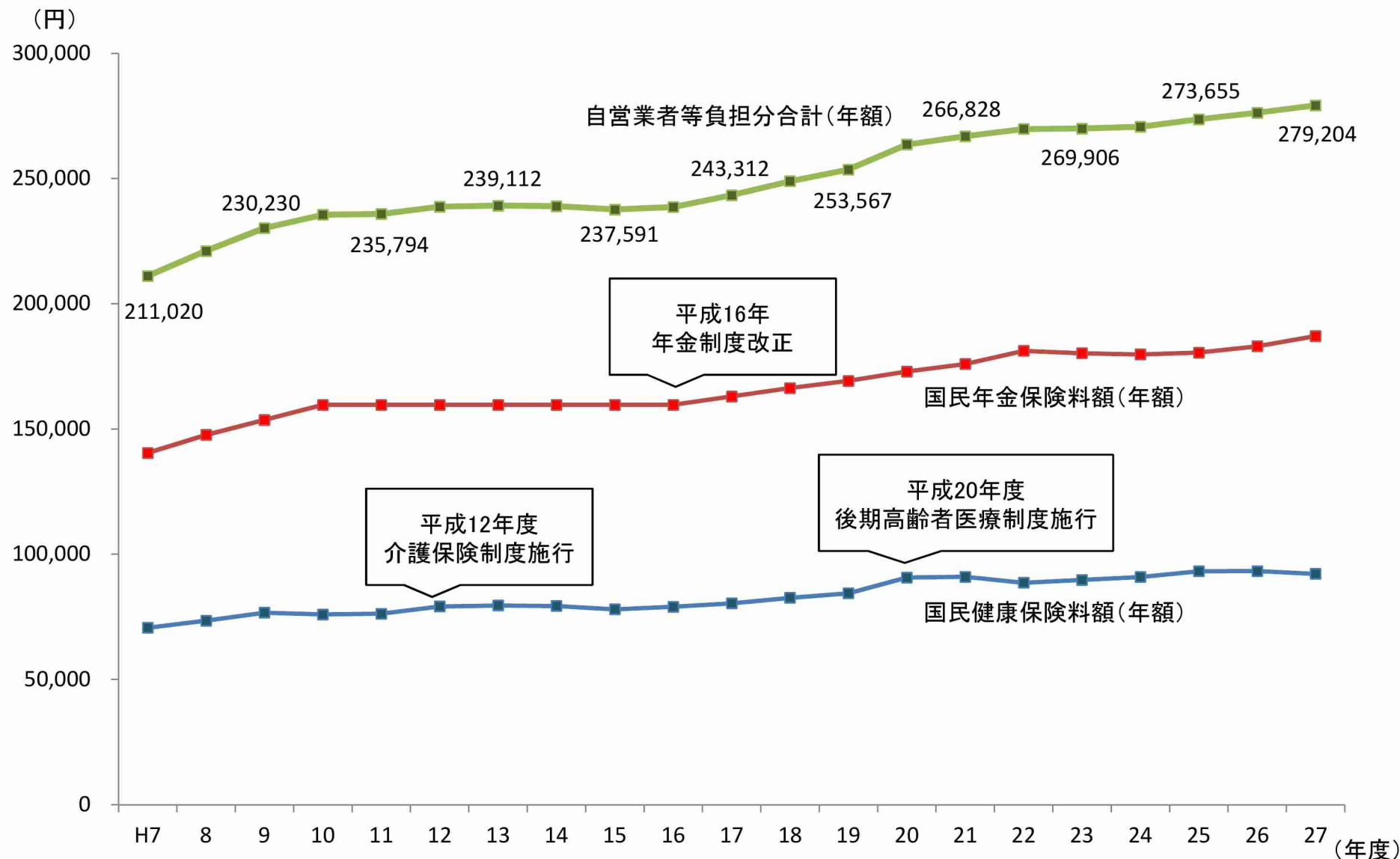


注1 厚生労働省「社会保障制度改革の全体像」より作成。

2 上記内訳は、消費税率が10%に引き上げられ、増収分が満年度化した場合のものである。

3 平成26年度増収額計5兆円の使途内訳: 社会保障の充実0.5兆円、社会保障の安定化4.45兆円 平成27年度増収額計8.2兆円の使途内訳: 社会保障の充実1.35兆円、社会保障の安定化6.75兆円
平成28年度増収額計8.2兆円の使途内訳: 社会保障の充実1.35兆円、社会保障の安定化6.87兆円 平成29年度増収額計8.2兆円の使途内訳: 社会保障の充実1.35兆円、社会保障の安定化6.77兆円
(各年度の金額は、厚生労働省「社会保障の充実・安定化について」によるもので、公費(国および地方の合計額)である。)

社会保険料額(自営業者等負担分)の推移



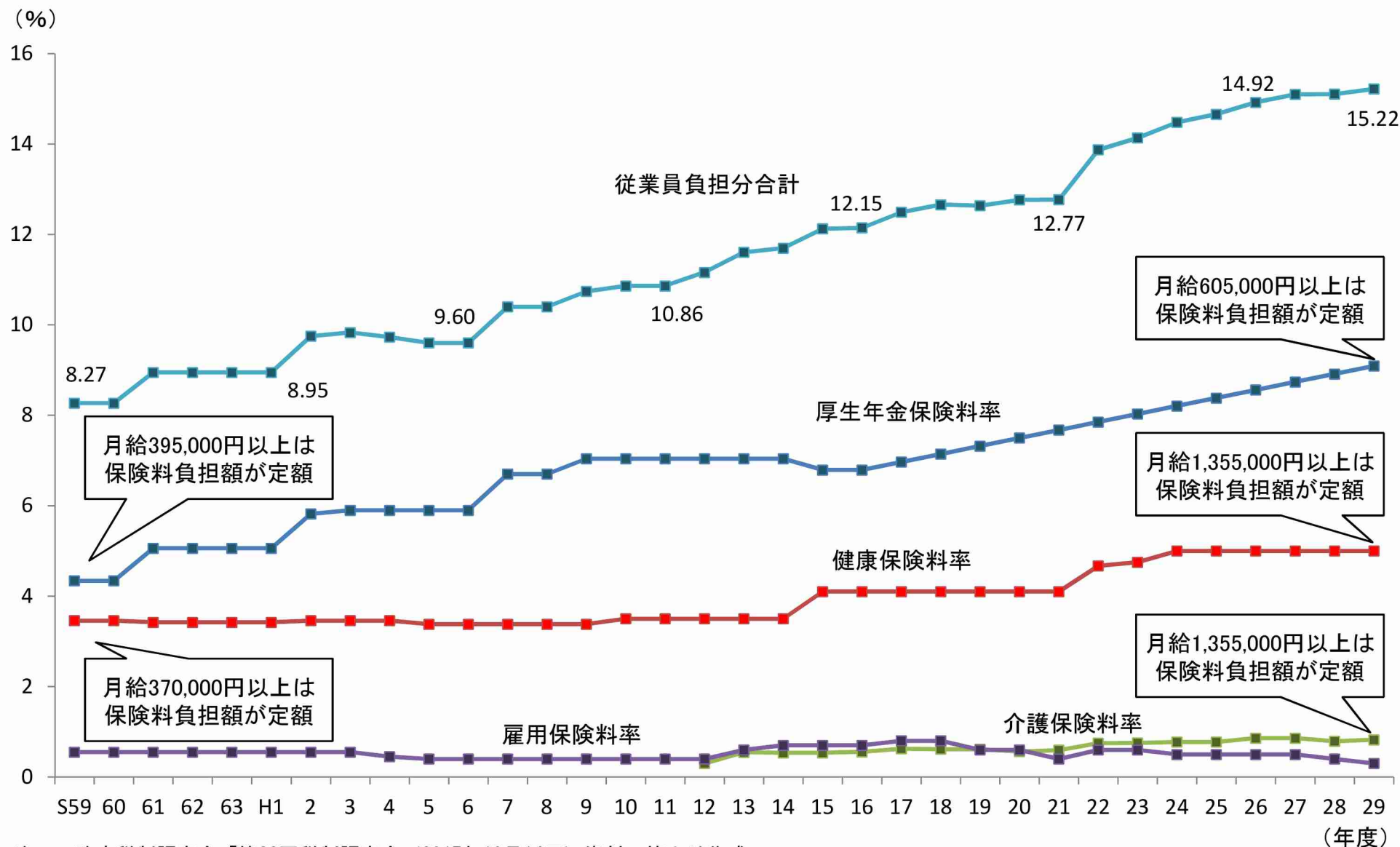
注1 厚生労働省保健局「国民健康保険事業年報」、厚生労働省ホームページ、日本年金機構ホームページ等より作成。

注2 自営業者等負担分合計(年額)は、国民健康保険料額(年額)と国民年金保険料額(年額)を合計したもの。

注3 国民健康保険料額(年額)は、市町村国保の1人当たり現年分調定額を記載。平成12年度以降の調定額は介護納付金を含み、平成20年度以降の調定額は介護納付金及び後期高齢者支援金分を含む。

注4 国民年金保険料額は、平成16年の制度改正により平成17年4月から毎年月額280円引き上げ、平成29年度以降は固定。ただし、物価や賃金の動向に応じて調整措置あり。

社会保険料率(従業員負担分)の推移



注1 政府税制調査会「第23回税制調査会(2015年10月14日)資料」等より作成。

注2 全国健康保険協会管掌健康保険(平成20年4月分までは政府管掌健康保険)、介護保険、厚生年金保険、雇用保険に係る各年4月1日時点の保険料率を用いたもので、全国健康保険協会管掌健康保険は平成21年4月以降は全国平均保険料率を用いたもの。また、従業員負担分合計は、単に各料率を合計したもの。

注3 従業員負担分の合計を算出するに当たり、健康保険及び厚生年金保険の総報酬制導入前(平成14年4月分まで)の料率については、年間賞与の合計を月給3か月分と仮定して算出した料率を用いていることに留意が必要。

1 社会保障制度を安定的に持続させるための 国民負担のあり方

〈参考資料〉

社会保障制度の制度類型の国際比較

	日本	ドイツ	フランス	アメリカ	イギリス	カナダ	スウェーデン
公的年金	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式
医療サービス等	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	税方式	税方式	税方式
失業保険	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式	社会保険方式

※ 一般の給与所得者に適用される主な制度について記載。社会保険方式とは、保険料拠出と受益の権利が連動する方式、税方式とは、保険料拠出がなく又はその程度にかかわらず、一律に受益を受けられる方式をいう。

注 1 政府税制調査会「第23回税制調査会（2015年10月14日）資料」、厚生労働省「2016年 海外情勢報告（本文）」より作成。

2 アメリカの公的医療保険制度の対象者は、高齢者、障害者等に限定されており、現役世代の医療保障は民間医療保険を中心に行われている。なお、医療制度改革法の成立により、2014年から個人に対し医療保険に加入することが原則義務化された。

3 公的年金については、日本は厚生年金保険、ドイツは一般年金保険、フランスは一般制度、アメリカは老齢・遺族・障害年金、イギリスは国民保険、カナダはカナダ年金制度、スウェーデンは所得比例年金・積立年金・保証年金について記載。

4 医療サービス等については、日本は全国保険協会管掌健康保険及び介護保険、ドイツは公的医療保険、フランスは一般制度、アメリカはメディケア・パートA、イギリスは国民保健サービス、カナダはメディケア、スウェーデンは保健医療について記載。

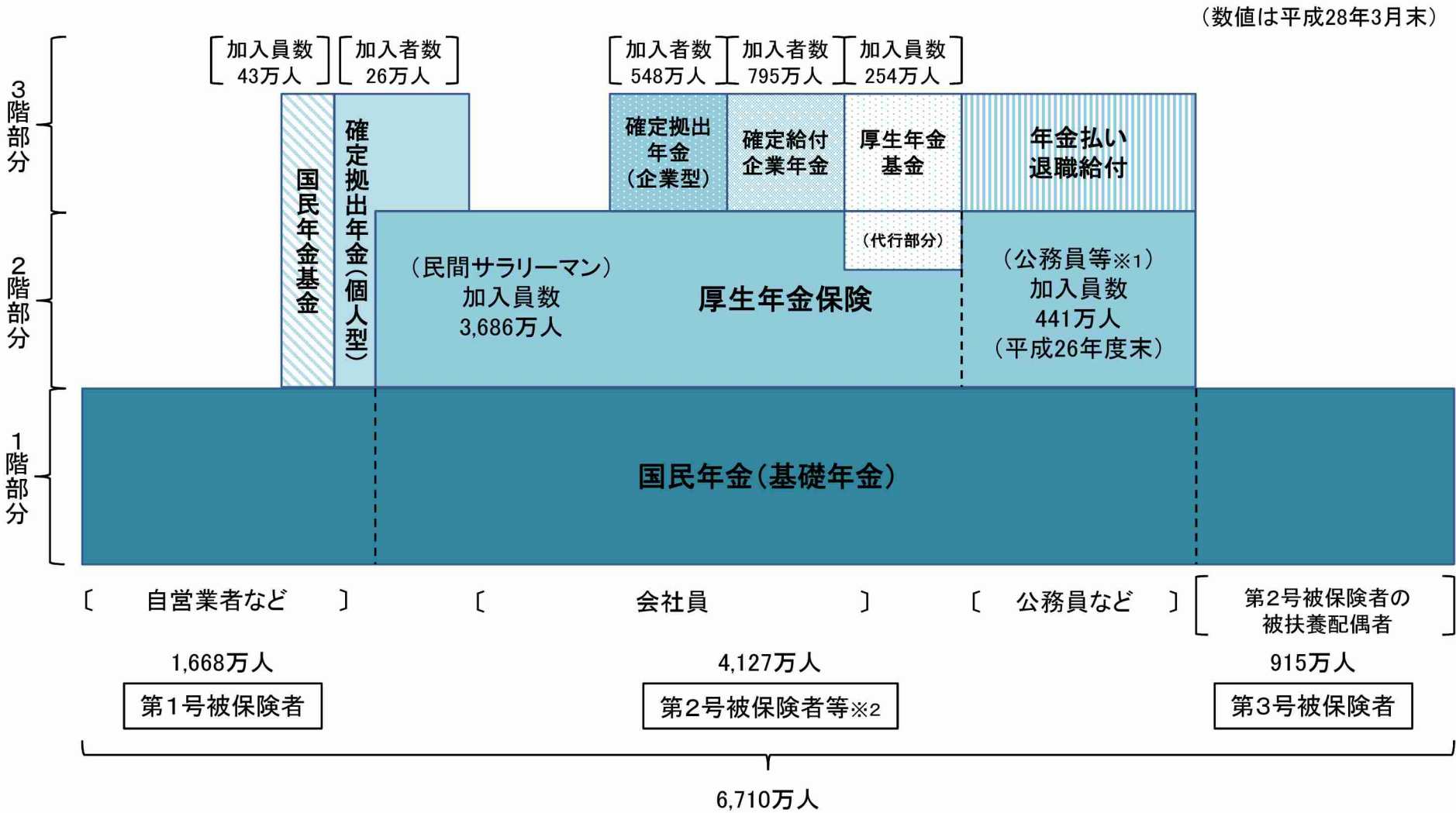
5 失業保険については、日本は雇用保険、ドイツは失業給付Ⅰ、フランスは雇用復帰支援手当、アメリカは失業保険、イギリスは拠出制求職者給付、カナダは雇用保険、スウェーデンは失業保険について記載。

6 アメリカの公的年金及び医療サービス等については、その財源は社会保障税として徴収され、アメリカの失業保険については、その財源は連邦・州失業保険税として徴収されるが、いずれも当該拠出と受益の権利が連動することから、制度類型としては社会保険方式に分類。

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける(1階部分)

○ 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける(2階部分)



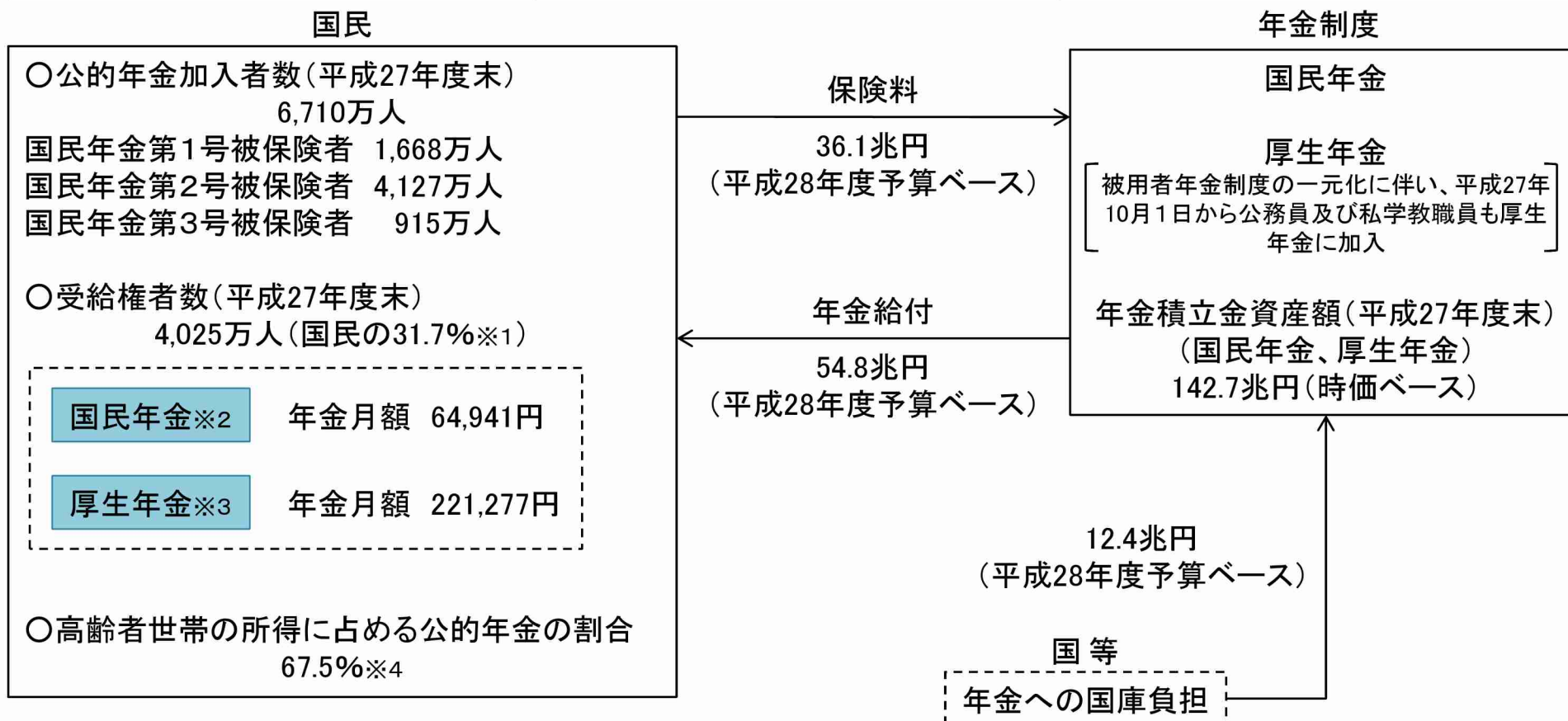
※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

注 内閣府「第2回2030年展望と改革タスクフォース」(平成28年10月20日)資料より抜粋。

年金制度の概要

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
○20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等	○民間サラリーマン、公務員	○民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
○保険料は定額 ・平成29年度は16,490円(月額) ・平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降は固定 ・毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動	○保険料は報酬額に比例(厚生年金) ・平成28年10月現在18.182% ・平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年9月以降18.30%で固定(※民間被用者の数値) ○労使折半で保険料を負担	○被保険者本人は負担を要しない ○配偶者の加入している厚生年金制度が負担



※1 平成28年10月1日現在の総人口(総務省統計局)に占める受給権者の割合。

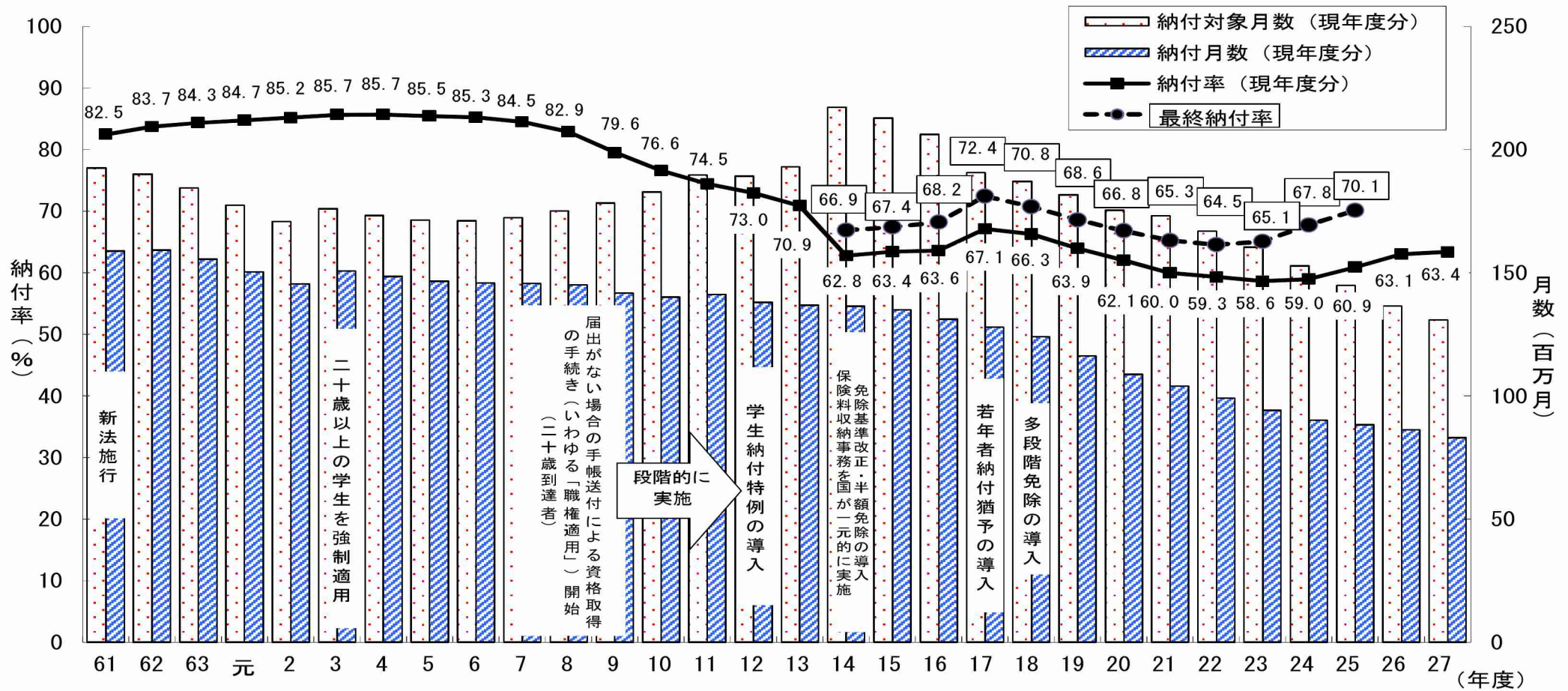
2 老齢基礎年金(満額)1人分の金額。

3 夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額。厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

4 高齢者世帯の平均所得金額(297.3万円)に占める公的年金・恩給(200.6万円)の割合。

注 日本年金機構ホームページ、厚生労働省年金局「平成27年度厚生年金保険・国民年金事業の概況」、総務省統計局「人口推計(平成28年10月確定値)」、厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査の概況」、「平成28年度全国厚生労働関係部局長会議資料」等より作成。

国民年金保険料の納付率等の推移



注1 厚生労働省年金局「平成27年度の国民年金の加入・保険料納付状況」（平成28年6月）より抜粋。

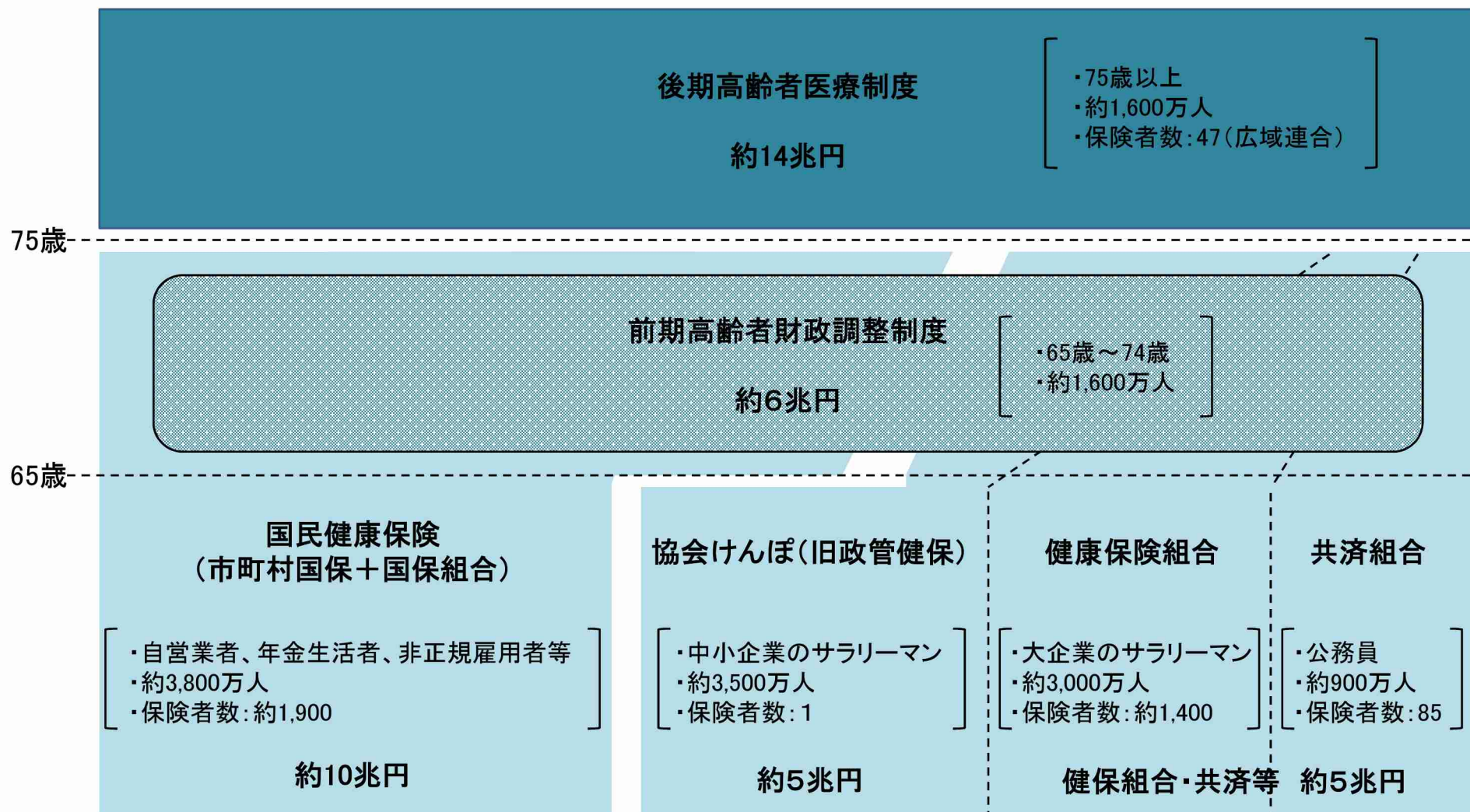
2 納付率(%) = 納付月数 / 納付対象月数 × 100

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数、申請全額免除月数、学生納付特例月数及び若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

3 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率であるが、平成13年度以前については把握していない。

医療保険制度の仕組み

- 我が国の医療保険制度は、国民健康保険・被用者保険の二本立てで国民皆保険を実現
- 高齢者医療を社会全体で支える観点から、後期高齢者医療制度・前期高齢者に係る財政調整の仕組みを構築
- 平成30年度から、都道府県が国民健康保険(市町村国保)に係る財政運営の責任主体となる



注1 厚生労働省ホームページ「我が国の医療保険について」等より作成。

注2 加入者数・保険者数、金額は、平成26年度予算ベースの数値。

注3 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約200万人)がある。

注4 前期高齢者数(約1,600万人)の内訳は、国保約1290万人、協会けんぽ約190万人、健康保険組約90万人、共済組約10万人。

医療保険制度の概要

	市町村国保	協会けんぽ	健康保険組合	共済組合	後期高齢者医療制度
保険者数 (平成26年度末)	1,716	1	1,409	85	47
加入者数 (平成26年度末)	3,303万人	3,639万人 被保険者2,090万人 被扶養者1,549万人	2,913万人 被保険者1,564万人 被扶養者1,349万人	884万人 被保険者449万人 被扶養者434万人	1,577万人
加入者平均年齢 (平成26年度)	51.5歳	36.7歳	34.4歳	33.2歳	82.3歳
65～74歳の割合 (平成26年度平均)	36.9%	6.0%	3.0%	1.6%	2.4%
加入者1人当たり医療費 (平成26年度)	33.5万円	16.7万円	14.9万円	15.2万円	93.4万円
被保険者1人当たり平均所得 (平成26年度)	1人当たり 86.1万円 1世帯当たり 144.4万円	246.2万円	383.8万円	462.9万円	83.0万円
被保険者1人当たり平均保険料 (平成26年度) ＜事業主負担込＞	1人当たり 8.7万円 1世帯当たり 14.5万円	18.5万円 ＜36.9万円＞	21.7万円 ＜47.5万円＞	27.2万円 ＜54.4万円＞	6.8万円
保険料負担率	10.0%	7.5%	5.7%	5.9%	8.2%
公費負担	給付費等の50%	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等への補助	なし	給付費等の約50%
公費負担額 (平成26年度予算ベース)	35,006億円	12,405億円	274億円		68,229億円

注 1 厚生労働省保健局調査課「医療保険に関する基礎資料～平成26年度の医療費等の状況～」(平成28年12月)、厚生労働省保健局「平成27年度国民健康保険実態調査報告」「平成27年度後期高齢者医療制度被保険者実態調査報告」等より作成。

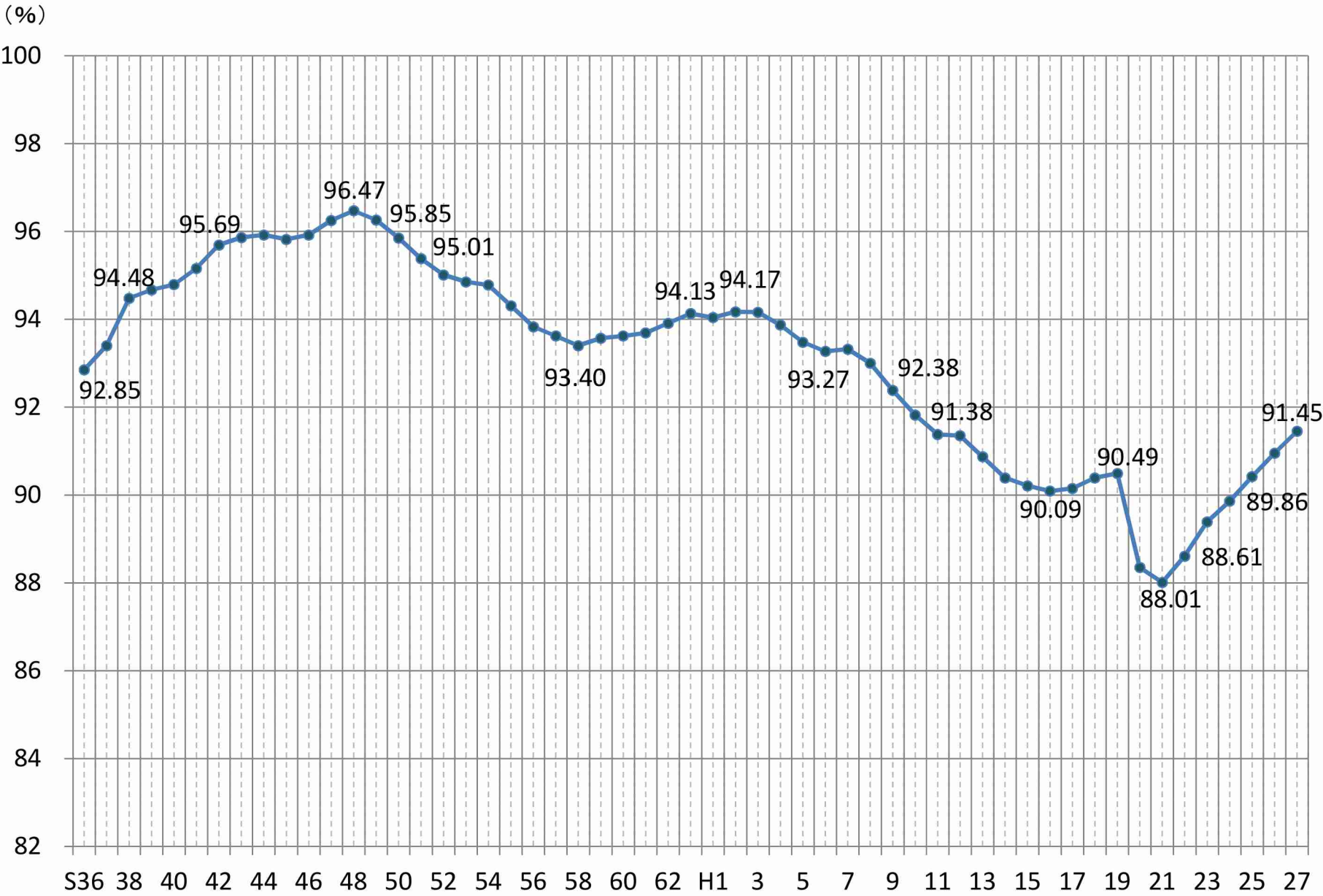
2 被保険者1人当たり平均所得について、市町村国保は前年の1月～12月までの所得、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合については被保険者1人当たり標準報酬総額(年額)から「給与所得控除に相当する額」を除いた参考値、後期高齢者医療制度は前年の1月～12月までの所得である。

3 被保険者1人当たり平均保険料について、市町村国保は平均保険料(税)調定額、協会けんぽは「徴収決定済額」から「前年度からの繰越額」を引き、各年3月から翌年2月までの平均被保険者で割ったもの、健康保険組合は「健康保険収入保険料総額」から「過年度分収入未済分収入額」を引き、「収入未済分」を加えたものを、各年3月から翌年2月までの平均被保険者数で割ったもの、共済組合は保険料収納額を各年3月から翌年2月までの平均被保険者数で割ったもの、後期高齢者医療制度は保険料調定額である。健康保険組合を除いて介護給付分は含まれていない。

4 保険料負担率は、被保険者1人当たり平均保険料を被保険者1人当たり平均所得で除した値。市町村国保については1世帯当たりの値。

5 公費負担額は、介護納付金及び特定保健指導、保険料軽減分等に対する負担金・補助金は含まれていない。

国民健康保険料(税)の収納率の推移



注 1 厚生労働省「平成27年度国民健康保険（市町村）の財政状況について（速報）」（平成29年2月28日）より作成。
2 収納率は市町村国保における現年度分の数値である。
3 平成27年度は速報値である。

(年度)